

X. その他

1. 対象事業者における役割分担（法第9条及び第10条関係）

法第9条及び第10条

（県費負担教職員の場合の特例）

第九条 教員等が県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校又は同法第二条に規定する高等学校で定時制の課程を置くものの教員等であつて、同法の規定により都道府県がその給与を負担するものをいう。）である場合における第四条及び第六条の規定の適用については、第四条第一項、第二項本文、第三項及び第四項中「学校設置者等」とあるのは「都道府県の教育委員会」と、同条第二項ただし書及び第六条中「学校設置者等」とあるのは「都道府県の教育委員会及び第九条第二項に規定する市町村の教育委員会」とする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により読み替えて適用する第四条の規定により犯罪事実確認を行ったときは、当該犯罪事実確認に係る教員等が勤務する学校を設置する市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三十三条第八項において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第十一条及び第三十三条第八項において同じ。）町村の教育委員会に対し、前項の規定により読み替えて適用する第六条の措置を講ずるために必要な限度において、当該教員等の犯罪事実確認記録（第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録をいう。以下この章及び次章において同じ。）を提供するものとする。

（施設等運営者がある場合の特例）

第十条 施設等運営者（学校設置者等から地方自治法第二百四十四条の二第三項若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第一項の規定による指定又は委託を受けて当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）がある場合における第四条から第八条までの規定の適用については、これらの規定中「学校設置者等」とあるのは、「学校設置者等及び第十条第一項に規定する施設等運営者」とする。

2 第三十五条第二項の規定により学校設置者等又は施設等運営者が犯罪事実確認書の交付を受けたときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び前項の規定により読み替えて適用する第六条の措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認書に係る教員等の犯罪事実確認記録を提供することができる。

（1）都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担

- 県費負担教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）において、都道府県教育委員会が任命権を、市町村教育委員会が服務監督権を有することとされており、任命権と服務監督権が異なる主体の間で分担されている。
- また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとされている。

- 法第4条から第9条まで及び第11条においては、県費負担教職員に対する、法に基づく義務（犯罪事実確認、防止措置、その他の安全確保措置及び情報管理措置をいう。以下同じ。）に関する都道府県教育委員会と市町村教育委員会との役割分担について、次のとおり定めている。
 - ・ 犯罪事実確認は都道府県教育委員会が実施（防止措置を講ずるために必要な限度において市町村教育委員会に犯罪事実確認記録を提供）
 - ・ 情報管理措置及び防止措置は両者が実施
 - ・ その他の安全確保措置は市町村教育委員会が実施

- 一方、県費負担教職員以外の都道府県採用の市町村立学校職員については、人事権・服務監督権を都道府県教育委員会又は市町村教育委員会のいずれが有しているかは個々の状況により様々であるが、法に基づく義務を負う主体は、学校設置者等である市町村教育委員会となる。

- 県費負担教職員及び県費負担教職員以外の都道府県採用の市町村立学校職員に関して、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との役割分担のイメージは次の2つの表に掲げるとおり。

図表 111 県費負担教職員に関する役割分担

措置の内容	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
犯罪事実確認	・ 法第9条第1項の規定に基づき実施	
犯罪事実確認記録の情報提供	・ 防止措置の実施に必要な範囲で市町村教育委員会に提供	・ 都道府県教育委員会から犯罪事実確認記録を受領
防止措置	・ 任命権に基づく転任等の措置を実施	・ 服務監督権に基づく業務の見直し等の措置を実施
その他の安全確保措置	・ 法律上の義務なし	・ 学校設置者等として実施
情報管理措置	・ 犯罪事実確認記録等を管理	・ 犯罪事実確認記録を管理(都道府県教育委員会から提供を受けた場合)

図表 112 県費負担教職員以外の県採用の市町村立学校職員に関する役割分担（※1）

措置の内容	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
犯罪事実確認	・ 申請事務を代行 (犯罪事実確認書は受領できない)	・ 都道府県教育委員会に申請事務の代行を依頼 ・ 犯罪事実確認書を受領
犯罪事実確認記録の情報提供		(都道府県教育委員会への情報提供は不可)
防止措置	・ 法律上の義務なし ・ 必要に応じて職員から事情を聞き、その結果に応じて、有する人事権等に基づいて	・ 取り得る範囲内での防止措置を実施 ・ 児童対象性暴力等が行われるおそれがある事実を都道府県教育委員会に伝え、職

措置の内容	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
	対応	員の変更を要請(※2)
その他の安全確保措置	・ 法律上の義務なし	・ 学校設置者等として実施
情報管理措置		・ 犯罪事実確認記録等を管理

※1 市町村教育委員会において独自に採用する者については、市町村教育委員会において各措置を実施する。

※2 犯罪事実確認により「おそれ」があると認めた場合、犯罪事実確認の結果そのものを伝えることは法第12条（利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止）違反になることに留意する。

(2) 学校設置者等と施設等運営者の役割分担

- 施設等運営者がある場合、法に基づく義務について、学校設置者等及び施設等運営者が共同して履行する（法第10条）。学校設置者等及び施設等運営者の役割分担の一例は次の表に掲げるとおり（民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同認定を受けた場合の役割分担については「IV. 3. (4) ウ 民間教育保育等事業者及び事業運営者の役割分担についての記載事項及び資料」参照）。

図表 113 学校設置者等及び施設等運営者の役割分担例（※1）

措置の内容	学校設置者等	施設等運営者
犯罪事実確認	学校設置者等が雇用等する者について実施	施設等運営者が雇用等する者について実施
犯罪事実確認記録の情報提供	学校設置者等が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で施設等運営者に提供	施設等運営者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で学校設置者等に提供（※2）
防止措置	学校設置者等が雇用等する者について、人事権に基づいた措置（配置転換等）を実施 ※ 施設等運営者が雇用等する者について、悪質な児童対象性暴力等があった場合などは、児童対象性暴力等の防止に最終的な責任を負う立場から、適切な措置を講じるよう指示	・ 学校設置者等が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置（こどもと一対一にさせないなど）を実施 ・ 施設等運営者が雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施
その他の安全確保措置	あらかじめ両者の役割分担を定めておき(※3)、学校設置者等・施設等運営者が連携して実施	
情報管理措置	それぞれが保有する犯罪事実確認記録等について管理（情報管理規程に両者の役割分担を記載(規則第12条第3項)）(※4) 情報管理規程に定める役割分担を変更する場合には、変更点について、変更届で報告（規則	

措置の内容	学校設置者等	施設等運営者
	第12条第6項)	
定期報告等	一方が作成し、他方が確認を行った後に提出（規則第16条第5項）	

- ※1 あくまで一例であり、指定管理に係る協定や個々の委託契約上の役割分担に即して、決定することが可能。
- ※2 学校設置者等が、施設等運営者が雇用等する者に対して、「特定性犯罪事実該当者であること」をもって防止措置を講じることは基本的に想定されないことから、施設等運営者から学校設置者等への犯罪事実確認記録の提供は行わない。
- ※3 対応の例
- ・ 早期把握・相談については、児童等に近い施設等運営者が一義的に行い、学校設置者等は報告があった場合に施設等運営者と共に対応検討（必要に応じ自ら早期把握・相談を実施）
 - ・ 調査、保護・支援については、施設等運営者が初動対応を行い、学校設置者等は他施設も含めた再発防止や、児童等の中長期的なサポートの観点からの対応
- ※4 防止措置を実施するに当たり、どちらかの事業者内で措置が完結する場合には、不必要に情報を共有しない。

(3) 同一事業者内での設置者と各施設・事業所等との役割分担

- 法に基づく義務を負うのは、学校設置者等又は認定事業者等であり、個々の施設・事業所は、直接の義務の対象ではない。
- 一方、犯罪事実確認については、地方公共団体や事業者によっては件数が膨大になることもあることや、各施設・事業所の判断で採用を行っている者もいる中、各現場とも分担しながら行うことが考えられる。
- また、安全確保措置については、例えば、児童等からの相談や、初動の調査は、まずは各施設・事業所で行われることも想定される。
- この場合の同一事業者内の役割分担の一例は、次の表に掲げるとおり。

図表 114 同一事業者内の役割分担例

措置の内容	本社	支社又は事業部門	各施設
犯罪事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社が直接雇用等する者について自ら実施・管理 ・ 支社等、各施設が雇用等する者の確認状況を管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支社又は事業部門の判断で雇用等する者について実施・管理 ・ 各施設が雇用等する者の確認状況を管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の判断で雇用等する者について実施・管理
犯罪事実確認記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防止措置に必要な範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異動等があった場合、本 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異動等があった場合、本

措置の内容	本社	支社又は事業部門	各施設
録の情報提供	<p>で、支社等、各施設に情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 支社等、各施設で犯罪事実確認を実施した者が、異動等する場合に、異動先の支社等、施設に情報提供 	<p>社からの情報提供を受ける(別の支社等に異動する者がいる場合は、直接異動先の支社等への提供はしない)</p>	<p>社からの情報提供を受ける(別の施設に異動する者がいる場合は、直接異動先の施設への提供はしない)</p>
防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約等に基づく雇用管理上の措置(配置転換等)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約等に基づく雇用管理上の措置又は服務監督権に基づく措置を実施 	
早期把握	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの報告を受け、対応を運営主体と検討 必要に応じ、自らアンケート等を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 定期的な見守り、面談・アンケート等を実施(端緒を把握した場合、支社等又は本社に報告)
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの報告を受け、対応を運営主体と検討 必要に応じ、自ら相談窓口を設置・外部窓口を周知 		<ul style="list-style-type: none"> 内部相談窓口の整備、外部相談窓口の周知(端緒を把握した場合、支社等又は本社に報告)
調査	<ul style="list-style-type: none"> 他施設等も含めた再発防止、児童等の中長期的な保護・支援等のための調査(施設との合同実施も検討) 		<ul style="list-style-type: none"> 初動調査や施設内の再発防止、児童等の当面の保護・支援のための調査
保護・支援	<ul style="list-style-type: none"> 転園のサポート等中長期的な保護・支援 		<ul style="list-style-type: none"> 接触回避や支援機関の紹介等初動の保護・支援
研修	本社、支社又は事業部門、各施設のいずれかで実施(外部での受講も可)		
情報管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 本社が担当する分を管理・廃棄等 事業者全体の管理・廃棄状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 各支社等が担当する分を管理・廃棄等 各施設が担当する分の管理・廃棄等状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設が担当する分を管理・廃棄等
定期報告	<ul style="list-style-type: none"> 報告事項のうち、本社が担当する分を入力・更新 事業者全体の報告事項を確認し、報告 	<ul style="list-style-type: none"> 報告事項のうち、各支社等が担当する分を入力・更新 報告事項のうち、各施設が担当する分を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 報告事項のうち、各施設が担当する分を入力・更新
所轄庁による監督対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する監査等に対応 		<ul style="list-style-type: none"> 施設に対する監査等に対応

※ 同一事業者内で想定される役割を3階層（例：①本社、②支社又は事業部門、③各施設等）に分けた場合。ただし、各事業者の社内組織、人員体制、権限の分担や経営方針によって、本社、支社等、施設の役割分担は変わり得る。